

「宮城県津波対策ガイドライン」改定(案) 新旧対照表

頁	改 定 後 (新)	改 定 前 (旧)	備 考
	目次 (略) <u>巻末資料</u> 1. <u>宮城県津波浸水想定図</u> 2. <u>海岸保全基本計画</u> 3. <u>宮城県第五次地震被害想定調査結果</u> 4. <u>自動車避難の検討に関する資料</u>	目次 (略) <u>(新設)</u>	巻末資料の追加
1	1. はじめに 1.1 主旨及び沿革 (略) さらに、令和3年5月に「 <u>災害対策基本法(令和3年法律第30号)</u> 」が改正され、避難勧告・避難指示の一本化等が行われたことから、 <u>令和3年6月に改定を行いました。また、その後、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき令和4年5月に宮城県津波浸水想定の設定・公表を行ったことから、これを踏まえて改定を行いました。</u> (略)	1. はじめに 1.1 主旨及び沿革 (略) さらに、令和3年5月に <u>災害対策基本法</u> が改正され、避難勧告・避難指示の一本化等が行われたことから、 <u>このたび改定を行いました。</u> (略)	記述の適正化 時点更新
1 3	1.2 改定の変遷 (略) 3 <u>令和4年度</u> ○ <u>「宮城県津波対策ガイドライン」(R4.8 改定)</u> <u>津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)に基づき宮城県津波浸水想定が設定・公表を行ったことから、これを踏まえて改定を行いました。</u> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content;"> <u>・「宮城県津波浸水想定の設定」(R4.5 宮城県)</u> </div>	1.2 改定の変遷 (略) <u>(新設)</u>	情報の更新

「宮城県津波対策ガイドライン」改定(案) 新旧対照表

頁	改定後(新)	改定前(旧)	備考
10	<p>2.10 気象庁が発表する津波に関する警報・情報等</p> <p>1)～4) (略)</p>	<p>2.10 気象庁が発表する津波に関する警報・情報等</p> <p>1)～4) (略)</p>	
15	<p>5) 遠地地震に関する情報</p> <p>海外で地震が発生した場合、国内で地震の揺れによる被害が発生する可能性は低いです。しかし、地震の規模が大きく震源域が海底の場合には、大きな津波が発生し、これが日本まで到達して大きな被害が発生することがあります。</p> <p>このため、気象庁では国外でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合や都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合に、「<u>遠地地震に関する情報</u>」を発表します。この情報には地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)のほか、日本や国外への津波の影響についても記述して発表します。</p> <p><u>また、気象庁では海外で大規模噴火が発生した場合や、大規模噴火後に日本へ津波の伝わる経路上にある海外の津波観測点で潮位変化が観測された場合には、「遠地地震に関する情報」により、日本においても潮位変化が観測される可能性がある旨を発表します。</u></p>	<p>5) 遠地地震に関する情報</p> <p>海外で地震が発生した場合、国内で地震の揺れによる被害が発生する可能性は低いです。しかし、地震の規模が大きく震源域が海底の場合には、大きな津波が発生し、これが日本まで到達して大きな被害が発生することがあります。</p> <p>このため、気象庁では国外でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合や都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合に、「<u>遠地地震に関する情報</u>」を発表します。この情報には地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)のほか、日本や国外への津波の影響についても記述して発表します。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>記述の適正化</p> <p>トンガ諸島大規模噴火を踏まえた修正</p>
16	<p>6) 津波警報等と津波情報の発表例文</p> <p>①～⑥ (略)</p>	<p>6) 津波警報等と津波情報の発表例文</p> <p>①～⑥ (略)</p>	

「宮城県津波対策ガイドライン」改定(案) 新旧対照表

頁	改定後(新)	改定前(旧)	備考																		
新設	<p>⑦ <u>海外の大規模噴火に伴う潮位変化についての「遠地震に関する情報」例文</u></p> <p>地震情報(遠地地震に関する情報) 令和XX年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 気象庁発表</p> <p>〇〇日〇〇時〇〇分ころ、海外で規模の大きな地震がありました。 震源地は、南太平洋(南緯20.3度、西経175.2度)と推定されます。 詳しい震源の位置はトンガ諸島です。</p> <p>日本への津波の有無については現在調査中です。 太平洋の広域に津波発生可能性があります。</p> <p>令和XX年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分頃(日本時間)にフンガ・トンガフンガ・ハアパイ火山で大規模な噴火が発生しました(ウェリントン航空路火山灰情報センター(VAAC)による)。</p> <p>既に観測された各地の津波の高さは以下のとおりです。 *印の津波の高さは太平洋津波警報センター(PTWC)による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国・地域名</th> <th>検潮所名</th> <th>これまでの最大波の高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トンガ</td> <td>スクアロファ</td> <td>0.8m*</td> </tr> <tr> <td>フィジー</td> <td>スバ</td> <td>0.3m*</td> </tr> <tr> <td>米領サモア</td> <td>パゴパゴ</td> <td>0.6m*</td> </tr> <tr> <td>クック諸島</td> <td>ラロトンガ島</td> <td>0.3m*</td> </tr> <tr> <td>サモア</td> <td>アピア</td> <td>0.2m*</td> </tr> </tbody> </table> <p>気象衛星の画像から、噴火に伴う気圧波に対応すると考えられる明瞭な変化が解析されました。この噴火による気圧波に起因する津波が発生している可能性が相対的に高まったと考えられます。</p> <p>この噴火に伴って津波が発生して日本へ到達する場合、到達予想時刻は早いところ(【領域名】)で、〇〇日〇〇時〇〇分頃です。予想される津波の最大波の高さは不明です。今後の情報に注意してください。</p> <p>次の遠地地震に関する情報は、〇〇日〇〇時〇〇分頃に発表の予定です。 なお、新たな観測結果が入った場合には随時お知らせします。</p> <p>(注1)本情報の冒頭に「海外で規模の大きな地震がありました。」や「震源地」とありますが、これは「遠地地震に関する情報」を作成する際に自動的に付与される文言です。実際には、規模の大きな地震は発生していない点に留意してください。 (注2)早い場合の日本への到達予想時刻は、火山の大規模噴火により発生した気圧波が310m/sで伝播し津波が発生したと想定した時刻です。 (注3)地震に伴い発生する通常の津波が日本に到達する場合、【領域名】で〇〇日〇〇時頃と予想されます</p>	国・地域名	検潮所名	これまでの最大波の高さ	トンガ	スクアロファ	0.8m*	フィジー	スバ	0.3m*	米領サモア	パゴパゴ	0.6m*	クック諸島	ラロトンガ島	0.3m*	サモア	アピア	0.2m*	(新設)	トンガ諸島大規模噴火を踏まえた修正
国・地域名	検潮所名	これまでの最大波の高さ																			
トンガ	スクアロファ	0.8m*																			
フィジー	スバ	0.3m*																			
米領サモア	パゴパゴ	0.6m*																			
クック諸島	ラロトンガ島	0.3m*																			
サモア	アピア	0.2m*																			

「宮城県津波対策ガイドライン」改定(案) 新旧対照表

頁	改定後(新)	改定前(旧)	備考
20	<p>3.1 津波浸水想定区域の設定 (略)</p> <p>【解説】 県から提供する津波浸水想定区域図は、津波防災地域づくり法の基本的な指針に基づき、最大クラスの津波が悪条件下(設定潮位は朔望平均満潮位を設定すること、地盤変動は地震により沈降すること、海岸堤防、河川堤防等は津波が越流した場合には破壊されることを想定)で発生した場合の津波浸水シミュレーションによる津波浸水想定、及び東北地方太平洋沖地震等の過去の津波の浸水実績等を踏まえて作成し、沿岸市町へ提供します。 <u>なお、県では、令和4年5月に津波浸水想定区域図を公表しています。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(略)</p>	<p>3.1 津波浸水想定区域の設定 (略)</p> <p>【解説】 県から提供する津波浸水想定区域図は、津波防災地域づくり法の基本的な指針に基づき、最大クラスの津波が悪条件下(設定潮位は朔望平均満潮位を設定すること、地盤変動は地震により沈降すること、海岸堤防、河川堤防等は津波が越流した場合には破壊されることを想定)で発生した場合の津波浸水シミュレーションによる津波浸水想定、及び東北地方太平洋沖地震等の過去の津波の浸水実績等を踏まえて作成し、沿岸市町へ提供します。</p> <p>(略)</p> <p><u>なお、津波浸水シミュレーションを行うにあたり、津波の挙動に影響を及ぼす海岸構造物等や、復興まちづくり計画が確定していることが前提条件となります。</u></p> <p>(略)</p>	<p>津波浸水想定 の公表を踏ま えた修正</p> <p>津波浸水想定 の公表を踏ま えた修正</p>
21	<p>3.2 避難対象地域の指定</p> <p>■避難対象地域を次により指定する。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤津波防災地域づくり法第53条第1項に基づき県が指定する津波災害警戒区域の指定がなされた場合は、<u>基準水位を用いるなど</u>、区域の整合に留意すること。</p> <p>【解説】 (略)</p> <p>避難対象地域は、<u>令和4年5月に県が公表した津波浸水想定区域図等</u>に基づき、市町が大津波警報・津波警報・津波注意報(以下「津波警報等」という。)で発表される予想津波高に応じて次の区分を参考に地域の実情に応じて指定します。 <u>(削除)</u></p>	<p>3.2 避難対象地域の指定</p> <p>■避難対象地域を次により指定する。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤津波防災地域づくり法第53条第1項に基づき県が指定する津波災害警戒区域の指定がなされた場合は、 _____ 区域の整合に留意すること。</p> <p>【解説】 (略)</p> <p>避難対象地域は、 _____ 津波浸水想定区域図等に基づき、市町が大津波警報・津波警報・津波注意報(以下「津波警報等」という。)で発表される予想津波高に応じて次の区分を参考に地域の実情に応じて指定します。 <u>なお、津波浸水想定区域図が県から提供されるまでの間は、今次津波の浸水域等を参考に避難対象地域を指定します。</u></p>	<p>記述の適正化</p> <p>津波浸水想定 の公表を踏ま えた修正</p>

「宮城県津波対策ガイドライン」改定(案) 新旧対照表

頁	改 定 後 (新)	改 定 前 (旧)	備 考
21	<p data-bbox="181 164 875 196"><津波警報等で発表される予想津波高に応じた避難対象区域設定区分></p> <p data-bbox="181 204 1059 730"> ①大津波警報：最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象とする。 <u>(ただし、津波の浸水範囲は浸水想定精度に限界があることから、上記の区域より内陸側であっても、立退き避難を考えるべきである。)</u> ②津波警報：海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ3mの津波によって浸水が想定される地域を対象とする。 <u>(ただし、津波の高さは、予想される高さ3mより局所的に高くなる場合も想定されることから、避難指示の発令対象区域は広めに設定する必要がある。)</u> ③津波注意報：漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする。また、海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ1mの津波によって浸水が想定される地域も対象とする。 <u>(ただし、津波の高さは、予想される高さ1mより局所的に高くなる場合も想定されることから、海岸堤防等がない地域についてはそれを考慮した避難指示の発令対象区域を設定する必要がある。)</u> </p> <p data-bbox="219 778 1032 986"> <u>津波注意報及び津波警報が発表された際の避難対象地域を検討する場合の参考資料</u> <u>【海岸防潮堤の整備位置、計画堤防高】</u> ・ <u>三陸南沿岸海岸保全基本計画</u> ・ <u>仙台湾沿岸海岸保全基本計画</u> <u>【津波浸水シミュレーション】</u> ・ <u>宮城県第五次地震被害想定調査結果</u> </p> <p data-bbox="181 1026 1070 1345"> しかし、今次津波等、過去の津波被害の記録や津波浸水シミュレーションの結果から設定される津波浸水想定区域は、推定や予測の上での限界があります。また、<u>予想される津波の高さについても予測精度の限界があります。そのため、それらの不確実性等を考慮したバッファゾーンを設け津波浸水想定区域より広く指定する必要があります。</u> <u>なお、津波浸水想定浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるために作成されたものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。津波の発生条件が想定と異なる場合には津波浸水想定到達時間よりも早く津波が来襲する可能性があることを踏まえ、住民が迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難できるように、普及啓発を行う必要があります。</u> </p> <p data-bbox="219 1385 253 1409">(略)</p>	<p data-bbox="1081 164 1776 196"><津波警報等で発表される予想津波高に応じた避難対象区域設定区分></p> <p data-bbox="1081 204 1966 659"> ①大津波警報：最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象とする。 <u>(新規)</u> ②津波警報：海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ3mの津波によって浸水が想定される地域を対象とする。 <u>(新規)</u> ③津波注意報：漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする。また、海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ1mの津波によって浸水が想定される地域も対象とする。 <u>(新規)</u> </p> <p data-bbox="1137 778 1205 802"><u>(新設)</u></p> <p data-bbox="1081 1026 1966 1129"> しかし、今次津波等、過去の津波被害の記録や津波浸水シミュレーションの結果から設定される津波浸水想定区域は、推定や予測の上での限界があるため、<u>浸水想定の不確実性等を考慮したバッファゾーンを設け津波浸水想定区域より広く指定する必要があります。</u> </p> <p data-bbox="1137 1169 1205 1193"><u>(新設)</u></p> <p data-bbox="1137 1385 1171 1409">(略)</p>	<p data-bbox="1984 236 2136 371">避難情報ガイドラインの記載を踏まえた修正</p> <p data-bbox="1984 810 2136 866">巻末資料の追加</p> <p data-bbox="1984 1066 2136 1090">記述の適正化</p>

「宮城県津波対策ガイドライン」改定(案) 新旧対照表

頁	改定後(新)	改定前(旧)	備考
36	<p>3.4.1 指定緊急避難場所等(避難目標地点を含む)の指定・設定 (略)</p> <p>【解説】 (略)</p> <p>安全性については、最大クラスの津波への対応を原則とし、「最大クラスの津波」に備えて、住民等が時間と余力がある限り、より「安全な場所」を目指す避難行動を推進します。そのため、指定緊急避難場所等の危険度・安全度を明確にし、津波ハザードマップや建物への想定浸水高の表示、地域の地盤高や避難先の海拔表示、海岸からの距離表示等により周知するよう努めることとします。</p> <p><u>なお、津波浸水想定等、新たなハザード情報の公表等があった際には、既存の指定緊急避難場所について、以下の観点から安全性の確認を実施します。</u></p> <p><u>イ 想定水位(基準水位)以上の高さに居住者等受入用部分があるか。</u></p> <p><u>ロ 当該部分までの避難上有効な経路があるか。</u></p> <p><u>ハ 津波に対して安全な構造のものであるか。</u></p> <p><u>※安全性の確認にあたっては、上記イ及びロの条件を満たすことを最優先とします。</u></p>	<p>3.4.1 指定緊急避難場所等(避難目標地点を含む)の指定・設定 (略)</p> <p>【解説】 (略)</p> <p>安全性については、最大クラスの津波への対応を原則とし、「最大クラスの津波」に備えて、住民等が時間と余力がある限り、より「安全な場所」を目指す避難行動を推進します。そのため、指定緊急避難場所の危険度・安全度を明確にし、津波ハザードマップや建物への想定浸水高の表示、地域の地盤高や避難先の海拔表示、海岸からの距離表示等により周知するよう努めることとします。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>記述の適正化</p> <p>津波浸水想定 の公表を踏ま えた修正</p>
37	<p><u>また</u>、津波ハザードマップを作成するにあたっては、住民等の生活範囲などを考慮した市町界の外側を含めた地図情報等の表示や基準配色を使用した浸水深の表示など「水害ハザードマップ作成の手引き」(H28.4国土交通省)を参考に作成するものとします。</p> <p><u>さらに</u>、指定緊急避難場所の指定に際しては、避難路等の<u>交通容量</u>を踏まえて、津波到達までに避難できる距離や、指定緊急避難場所の収容可能人数を考慮した上で、避難可能な区域の範囲を検討する必要があります。</p> <p>(略)</p>	<p><u>なお</u>、津波ハザードマップを作成するにあたっては、住民等の生活範囲などを考慮した市町界の外側を含めた地図情報等の表示や基準配色を使用した浸水深の表示など「水害ハザードマップ作成の手引き」(H28.4国土交通省)を参考に作成するものとします。</p> <p><u>また</u>、指定緊急避難場所の指定に際しては、避難路等の<u>容量</u>を踏まえて、津波到達までに避難できる距離や、指定緊急避難場所の収容可能人数を考慮した上で、避難可能な区域の範囲を検討する必要があります。</p> <p>(略)</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>

「宮城県津波対策ガイドライン」改定(案) 新旧対照表

頁	改 定 後 (新)	改 定 前 (旧)	備考
38	<p>3.4.2 津波避難ビルの指定 (略)</p> <p>【解説】 (略)</p> <p>階数については、_____基準水位(津波浸水シミュレーションで予測される最大浸水深に、建築物等の前面でのせり上がりによる津波の水位の上昇を考慮した水深)に相当する階よりも上階に避難スペースを確保できる建築物とします。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>また、長期的な孤立を防ぐため、津波終息後、極力早期に安全な地域からのアクセスが確保されることが望ましく、アクセス路の整備も併せて検討する<u>必要があります</u>。</p> <p>(略)</p>	<p>3.4.2 津波避難ビルの指定 (略)</p> <p>【解説】 (略)</p> <p>階数については、<u>県が定める</u>基準水位(津波____シミュレーションで予測される____浸水深に、建築物等の前面でのせり上がりによる津波の水位の上昇を考慮した<u>水位</u>)に相当する階よりも上階に避難スペースを確保できる建築物とします。</p> <p><u>なお、津波浸水想定区域図・基準水位が県から提供されるまでの間は、今次津波を参考に浸水深に相当する階に2を加えた階に避難スペースを確保できる建築物とします。</u></p> <p>また、長期的な孤立を防ぐため、津波終息後、極力早期に安全な地域からのアクセスが確保されることが望ましく、アクセス路の整備も併せて検討する<u>ことも考えられます</u>。</p> <p>(略)</p>	<p>記述の適正化</p> <p>津波浸水想定 の公表を踏ま えた修正</p> <p>記述の適正化</p>
39	<p>3.4.3 避難路、避難経路の指定・設定 (略)</p> <p>【解説】 市町は、避難目標地点まで、最も短時間でかつ安全に到達できる主要な道路で、避難路が備える必要のある安全性や機能が確保されている道路を避難路として指定するよう努め、自主防災組織や町内会などの住民や企業・団体等は、最終的に安全性の高い避難経路を設定しますが、検討段階では各市町が想定し設定する<u>必要があります</u>。</p> <p>また、避難は原則徒歩としますが、自動車での避難が必要な避難行動要支援者等に配慮し、<u>「3.4.4 避難の方法」も参考に</u>、地域の実情に応じた自動車での避難も想定しておく必要があります。</p> <p>(略)</p> <p>1)～2) (略)</p>	<p>3.4.3 避難路、避難経路の指定・設定 (略)</p> <p>【解説】 市町は、避難目標地点まで、最も短時間でかつ安全に到達できる主要な道路で、避難路が備える必要のある安全性や機能が確保されている道路を避難路として指定するよう努め、自主防災組織や町内会などの住民や企業・団体等は、最終的に安全性の高い避難経路を設定しますが、検討段階では各市町が想定し設定する<u>こととなります</u>。</p> <p>また、避難は原則徒歩としますが、自動車での避難が必要な避難行動要支援者等に配慮し、_____地域の実情に応じた自動車での避難も想定しておく必要があります。</p> <p>(略)</p> <p>1)～2) (略)</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>

「宮城県津波対策ガイドライン」改定(案) 新旧対照表

頁	改 定 後 (新)	改 定 前 (旧)	備 考
	<p>故等のおそれ、<u>徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれ</u>が低い場合などには、<u>下記の点に留意し</u>、地域の実情に応じた避難方法をあらかじめ検討する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>徒歩による避難者の円滑な避難を妨げないこと。</u> ・<u>踏切の通過を伴う道路は原則避けること。</u> ・<u>河川橋梁については、地震により橋梁とアプローチの盛土部分で段差が生じる等して、通行に支障が生じることも想定されることから、極力回避すること。</u> ・<u>平常時からの自動車の交通量や、自動車での避難者数が多く見込まれる道路においては、自動車を路側に置いても緊急車両が通行可能な幅員とし、徒歩による避難者の安全性を確保するため、歩車分離すること。</u> ・<u>交差点については、円滑な交通処理を可能とすること。</u> <p>なお、県内では、「自動車による津波避難訓練」を実施し、渋滞箇所などの実態把握及び自動車避難による課題の抽出・検証を行ったうえで、自動車避難を取り入れている市町も見られます。<u>(巻末資料参照)</u></p> <p>(略)</p>	<p>故等のおそれ、<u>徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれ</u>が低い場合などには、<u>地域の実情に応じた避難方法をあらかじめ検討する必要があります。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>なお、県内では、「自動車による津波避難訓練」を実施し、渋滞箇所などの実態把握及び自動車避難による課題の抽出・検証を行ったうえで、自動車避難を取り入れている市町も見られます。</p> <p>(略)</p>	<p>記述の適正化</p> <p>3. 4. 3から移記 (一部文言修正)</p> <p>巻末資料の追加</p>
43	<u>(削除)</u>	<p><u>【参考】中央防災会議防災対策推進検討会議「津波避難対策検討ワーキンググループ」報告(平成24年7月)</u></p> <p><u>(略)</u></p>	巻末資料へ移記
44	<p>1) <u>今次津波での自動車避難の実態</u>について</p> <p>今次津波の際の避難行動において、大半が徒歩か<u>自動車</u>での避難となっており、避難は徒歩が原則とされてきた中で、自動車の利用が、平野部で59%、リアス部で51%と非常に高い割合を占め、自動車が避難に活用されていました。</p> <p>一方で、車の利用が多かったために渋滞を引き起こし、車でしか逃げられなかった方々の避難や緊急車両の通行等を妨げたことは、改善しなければなりません。</p> <p>本書では、上記の利用状況を踏まえ、<u>「徒歩による避難が可能な方は自動車で避難しない。(原則徒歩避難)」</u>を徹底することとしています。</p> <p>図16 (略)</p>	<p>1) <u>今次津波での自動車の利用状況</u>について</p> <p>今次津波の際の避難行動において、大半が徒歩か<u>車</u>での避難となっており、避難は徒歩が原則とされてきた中で、自動車の利用が、平野部で59%、リアス部で51%と非常に高い割合を占め、自動車が避難に活用されていました。</p> <p>一方で、車の利用が多かったために渋滞を引き起こし、車でしか逃げられなかった方々の避難や緊急車両の通行等を妨げたことは、改善しなければなりません。</p> <p>本書では、上記の利用状況を踏まえ、<u>「徒歩による避難を原則とする。自動車で避難しない。」</u>を徹底することとしています。</p> <p>図16 (略)</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>
45	<p>2) <u>今次津波での自動車の利用理由</u>について</p> <p>今次津波での避難の移動手段として<u>自動車</u>を使用した理由として、「車でないと間に合</p>	<p>2) <u>今次津波での自動車の利用理由</u>について</p> <p>今次津波での避難の移動手段として<u>車</u>を使用した理由として、「車でないと間に合わな</p>	記述の適正化

「宮城県津波対策ガイドライン」改定(案) 新旧対照表

頁	改 定 後 (新)	改 定 前 (旧)	備考
	<p>わなと思った」が28%、「家族で避難しようと思った」が25%、「安全な場所までが遠かった」が20% (平野部 22%・リアス部 17%)、「家族に避難困難者がいた」が17%となっており、やむを得ず自動車を使わざるを得なかった状況が見受けられます。</p> <p>一方で、「避難を始めた場所に車で来ていた」が29%、「車も財産なので守ろうと思った」が8%など、今後の啓発により、利用を抑えられることも考えられます。</p> <p>本書では、上記の利用状況を踏まえ、避難行動要支援者等、自動車で避難せざるを得ない避難者を除き、「<u>徒歩による避難が可能な方は自動車で避難しない。(原則徒歩避難)</u>」を徹底することとしています。</p> <p>図17 (略)</p>	<p>いと思った」が28%、「家族で避難しようと思った」が25%、「安全な場所までが遠かった」が20% (平野部 22%・リアス部 17%)、「家族に避難困難者がいた」が17%となっており、やむを得ず自動車を使わざるを得なかった状況が見受けられます。</p> <p>一方で、「避難を始めた場所に車で来ていた」が29%、「車も財産なので守ろうと思った」が8%など、今後の啓発により、利用を抑えられることも考えられます。</p> <p>本書では、上記の利用状況を踏まえ、避難行動要支援者等、自動車で避難せざるを得ない避難者を除き、「<u>徒歩による避難を原則とする。自動車で避難しない。</u>」を徹底することとしています。</p> <p>図17 (略)</p>	記述の適正化
46	3) 今次津波での渋滞箇所について (略)	3) 今次津波での渋滞箇所について (略)	
49	4) 自動車を利用した避難方法の検討について (略)	4) 自動車を利用した避難方法の検討について (略)	
	<p>これらの課題を踏まえ、本書では、避難の方法は原則徒歩としていますが、自動車で避難せざるを得ない避難者(避難行動要支援者等、自動車運転中の<u>方</u>、<u>指定緊急避難場所まで</u>長距離移動が必要な<u>方</u>等)がいることも想定し、自動車避難に伴う危険性の周知や、津波避難道路であることを周知する標識の整備、やむを得ず道路に駐車して避難する場合には緊急車両等の通行の妨げとならないよう<u>配慮することなどを</u>、平時から周知しておくことが大切です。</p> <p>また、自動車による避難には限界量があることを認識して、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るとともに、交差点や橋梁などのボトルネックとなる<u>箇所</u>において十分な容量が確保できるよう、地域の実情に応じた対策を検討し講じるよう努める必要があります。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>これらの課題を踏まえ、本書では、避難の方法は原則徒歩としていますが、自動車で避難せざるを得ない避難者(避難行動要支援者等、自動車運転中の<u>者</u>、<u>_____</u>長距離移動が必要な<u>方</u>等)がいることも想定し、自動車避難に伴う危険性の周知や、津波避難道路であることを周知する標識の整備、やむを得ず道路に駐車して避難する場合には緊急車両等の通行の妨げとならないよう<u>配慮するなどといったことを</u>、平時から周知しておくことが大切です。</p> <p>また、自動車による避難には限界量があることを認識して、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るとともに、交差点や橋梁などのボトルネックとなる<u>個所</u>において十分な容量が確保できるよう、地域の実情に応じた対策を検討し講じるよう努める必要があります。</p> <p><u>【参考】自動車を利用した避難方法(案)(静岡県浜松市)</u> (略)</p>	記述の適正化
50	<u>(削除)</u>	<p><u>【参考】渋滞防止対策(案)(青森県三沢市)</u> (略)</p>	巻末資料へ移記

「宮城県津波対策ガイドライン」改定(案) 新旧対照表

頁	改 定 後 (新)	改 定 前 (旧)	備 考
51	<u>(削除)</u>	<p><u>【参考】東日本大震災と今後の津波避難対策（一般社団法人消防科学総合センター）</u></p> <p><u>(略)</u></p>	巻末資料へ移記
55	<p>3.7.1 津波情報等の収集 (略)</p> <p>【解説】 (略)</p> <p>また、我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波<u>又は大規模噴火に伴う潮位変化</u>のように、到達までに相当の時間があるものについては、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があります。市町は、津波警報等が発表される前に津波の可能性あることを認識した場合の伝達内容や方法を検討する必要があります。特に夜間・早朝に津波警報等の発表が見込まれる場合には、住民に対する事前の注意喚起は大切です。</p>	<p>3.7.1 津波情報等の収集 (略)</p> <p>【解説】 (略)</p> <p>また、我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波<u>_____</u>のように、到達までに相当の時間があるものについては、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があります。市町は、津波警報等が発表される前に津波の可能性あることを認識した場合の伝達内容や方法を検討する必要があります。特に夜間・早朝に津波警報等の発表が見込まれる場合には、住民に対する事前の注意喚起は大切です。</p>	トンガ諸島大規模噴火を踏まえた修正
56	<p>3.7.2 津波情報等の伝達 (略)</p> <p>【解説】 (略)</p>	<p>3.7.2 津波情報等の伝達 (略)</p> <p>【解説】 (略)</p>	
56	<p>(注)：「避難促進施設」とは、<u>津波災害警戒区域内</u>にあり、避難に時間を要する者が存在するため、早めに避難を促す必要がある施設で、市町村地域防災計画に名称、所在地が定められたものいいます。社会福祉施設には保育所が含まれ、学校には幼稚園が含まれます。</p>	<p>(注)：「避難促進施設」とは、<u>津波浸水想定区域内</u>にあり、避難に時間を要する者が存在するため、早めに避難を促す必要がある施設で、市町村地域防災計画に名称、所在地が定められたものいいます。社会福祉施設には保育所が含まれ、学校には幼稚園が含まれます。</p>	記述の適正化
66	<p>3.8 避難指示の発令 (略)</p> <p>【解説】 1)～3) (略)</p>	<p>3.8 避難指示の発令 (略)</p> <p>【解説】 1)～3) (略)</p>	

「宮城県津波対策ガイドライン」改定(案) 新旧対照表

頁	改 定 後 (新)	改 定 前 (旧)	備 考
67	<p>4) 遠地震の場合の避難情報等</p> <p>我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波 <u>又は大規模噴火に伴う潮位変化</u> のように、到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地震に関する情報」の中で発表する場合があります。市町は、この「遠地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、高齢者等避難の発令を検討するものとします。</p>	<p>4) 遠地震の場合の避難情報等</p> <p>我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波 _____ のように、到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地震に関する情報」の中で発表する場合があります。市町は、この「遠地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、高齢者等避難の発令を検討するものとします。</p>	トンガ諸島大規模噴火を踏まえた修正
68	<p>3.9 平常時の津波防災教育・啓発</p> <p>(略)</p> <p>【解説】</p> <p>(略)</p> <p><津波に対する心得></p> <p>(略)</p> <p>○正しい情報をラジオ、テレビ、<u>無線放送、信頼できる機関のホームページ等</u>を通じて入手する (デマに惑わされない)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>3.9 平常時の津波防災教育・啓発</p> <p>(略)</p> <p>【解説】</p> <p>(略)</p> <p><津波に対する心得></p> <p>(略)</p> <p>○正しい情報をラジオ、テレビ、<u>広報車等</u>を通じて入手する (デマに惑わされない)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	記述の適正化
73	<p>3.11.1 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策</p> <p>(略)</p> <p>【解説】</p> <p>(略)</p> <p>(注) 「3.4.2 <u>津波避難ビル</u>の指定」において、基準水位に相当する階よりも上階に避難スペースを確保できる建築物としています。</p>	<p>3.11.1 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策</p> <p>(略)</p> <p>【解説】</p> <p>(略)</p> <p>(注) 「3.4.2 <u>波避難ビル</u>の指定」において、基準水位に相当する階よりも上階に避難スペースを確保できる建築物としています。</p>	記述の適正化
76	<p>3.11.2 避難行動要支援者等の避難対策</p> <p>(略)</p>	<p>3.11.2 避難行動要支援者等の避難対策</p> <p>(略)</p>	

「宮城県津波対策ガイドライン」改定(案) 新旧対照表

頁	改 定 後 (新)	改 定 前 (旧)	備考
77	<p>【解説】 (略)</p> <p>3) 施設管理者等の避難対策</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(※) 避難確保計画の策定は、国土交通省作成の次の各手引きを参考に、策定を進める必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地下街等に係る避難確保計画作成の手引き (津波編) (略) <u>要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き (洪水, 雨水出水, 高潮, 土砂災害, 津波)</u> https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/tebiki.pdf <p><u>(削除)</u></p> <p>4) 避難行動要支援者等の避難行動支援に関する取組指針</p> <p>① (略)</p> <p>② 市町においては、国が示している「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成 25 年 8 月) 及び「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」(平成 25 年 12 月) を参考に、具体的な支援計画 (全体計画・地域防災計画, 避難行動要支援者名簿, <u>個別避難計画</u>) の策定・整備を進める必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 全体計画・地域防災計画: (略) 避難行動要支援者名簿: (略) <u>個別避難計画</u>: 地域の特性や実情を踏まえ、名簿情報に基づき、市町又はコーディネーター (民生委員等) が中心となって、個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら <u>個別避難計画</u> を策定します。 <p>(略)</p>	<p>【解説】 (略)</p> <p>3) 施設管理者等の避難対策</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(※) 避難確保計画の策定は、国土交通省作成の次の各手引きを参考に、策定を進める必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地下街等に係る避難確保計画作成の手引き (津波編) (略) <u>要配慮者利用施設 (医療施設等を除く) に係る避難確保計画作成の手引き (津波編)</u> https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/hinankakuho_tebiki_tsunami201701.pdf <u>医療施設等 (病院, 診療所, 助産所, 介護老人保健施設等) に係る避難確保計画作成の手引き (津波編)</u> https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/hinankakuho_tebiki_tsunami_iryuu201701.pdf <p>4) 避難行動要支援者等の避難行動支援に関する取組指針</p> <p>① (略)</p> <p>② 市町においては、国が示している「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成 25 年 8 月) 及び「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」(平成 25 年 12 月) を参考に、具体的な支援計画 (全体計画・地域防災計画, 避難行動要支援者名簿, <u>個別計画</u>) の策定・整備を進める必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 全体計画・地域防災計画: (略) 避難行動要支援者名簿: (略) <u>個別計画</u>: 地域の特性や実情を踏まえ、名簿情報に基づき、市町又はコーディネーター (民生委員等) が中心となって、個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら <u>個別計画</u> を策定します。 <p>(略)</p>	<p>手引きの統合及び更新</p> <p>手引きが統合されたため削除</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>